

## 東京医療保健大学大学院医療保健学研究科医療保健学専攻学位授与基準

東京医療保健大学学位授与方針に基づき、大学院医療保健学研究科医療保健学専攻修士課程及び博士課程に係る学位授与基準（以下「学位授与基準」という）を次のとおり定める。

### （学位授与の要件）

第1条 修士の学位は、東京医療保健大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第26条第1項により修士課程を修了した者に、博士の学位は、大学院学則第26条第2項により博士課程を修了した者に授与する。

### （学位論文の提出）

第2条 学位論文を提出しようとする者は、学位申請書に学位論文と論文の要旨を各5部添え、大学院医療保健学研究科長（以下「研究科長」という）に提出するものとする。ただし、研究科長は、審査に必要な部数の追加を求めることができる。

- 2 前項の学位論文の提出は、原則として在学中とする。
- 3 第1項により受理した学位論文は返還しない。

### （学位論文審査の付託）

第3条 研究科長は、第2条により学位論文を受理したときは、これを学部・研究科運営会議（以下「運営会議」という）の審査に付すこととする。

### （審査委員）

第4条 運営会議は、学位論文が審査に付されたときは、研究科担当の教員のうちから、主査1名、副査1名、委員1名を選出し、計3名とする。必要に応じて関係分野の専門家である学外の審査員を委嘱することも可とする。

### （審査期間）

第5条 学位論文の審査ならびに最終試験は、学位論文の申請を受理した後、原則として1年以内に終了する。ただし、特別の理由があるときは、運営会議の議を経てその期間を延長することができる。

### （最終試験）

第6条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、口頭又は筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員は、学位論文の審査ならびに最終試験を終了したときは、直ちにその結果を運営会議に報告する。

(学位論文の判定)

第8条 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、その3分の2以上の賛同をもって、学位授与の可否を決定する。

- 2 運営会議が第1項の可否を決定したときは、研究科長はこれを学長に報告する。

(学位の授与)

第9条 学長は、前条第2項の規程による報告に基づき、学位論文が可と判定された者には学位を授与し、学位記を交付する。

- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の報告)

第10条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位を授与した日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に報告する。

(論文要旨等の公表)

第11条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第12条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し、「東京医療保健大学審査学位論文(博士)」と明記するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により学位論文を公表する場合には、東京医療保健大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の表示)

第13条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名を「(東京医療保健大学)」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第14条 本大学において博士を授与された者に、その名誉を汚す行為があったとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、運営会議の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 運営会議において前項の議決を行う場合は、第8条第1項の規程を準用する。

(その他)

第15条 この学位授与基準に定めるもののほか、必要な事項については運営会議において定める。

附則

この学位授与基準は、平成23年10月19日から施行する。

附則

この学位授与基準は、平成23年12月14日から施行する。

附則

この学位授与基準は、平成24年2月1日から施行する。

附則

この学位授与基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この学位授与基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この学位授与基準は、令和2年7月15日から施行する。